

神奈川県立横浜立野高等学校生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、神奈川県立横浜立野高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、生徒が自主的、自治的、文化的、社会的、体育的活動をなす事によって人間的教養と社会的訓練に努めることを目的とする。

第3条 本会は、学校教育活動の一環として活動し、すべて民主的に運営され、校長の承認の下に行われる。

第2章 組 織

第4条 本会は、神奈川県立横浜立野高等学校の生徒をもって組織する。

第5条 本会は、その総務機関として執行部役員会を置く。執行部役員会は本会役員をもって構成する。

第6条 本会は、協議機関として協議会を置く。協議会は各学級の学級委員および本会役員をもって構成される。

第7条 本会は、執行機関として常任委員会を置く。常任委員会は各委員会の委員長、副委員長および本部役員をもって構成される。

第8条 部の設置

(1) 本会は、文化的、体育的、活動機関としての各部を置く。

(2) 各部に関する規定は別にこれを定める。

第9条 委員会の設置

(1) 本会に次の委員会を置く。

学級委員会、校規委員会、文化委員会、体育委員会、図書委員会、保健委員会、環境整備委員会、選挙管理委員会、頻浪委員会、LHR委員会、合唱委員会、放送委員会
なお、協議会の承認を経て必要ある場合、特別委員会を置くことができる。

(2) 各委員会に関する規定はこれを定める。

第10条 学級会の設置

(1) 本会に学級会を置く。学級会は連合して学年会を構成する事ができる。

(2) 学年会に関する規定はこれを定める。

(3) 学級会に関する規定はこれを定める。

第3章 役員および顧問

第11条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記3名、会計2名、広報1名の計8名とする。

役員任期は、12月1日より次年度の11月30日迄とする。

第12条 全ての役員は、会員の直接無記名投票に基づき、校長が任命する。

第13条 役員の仕事は次の通りである。

- (1) 会長は、総会、執行部役員会、協議会、常任委員会を司会し、各委員会の委員長・副委員長を決定し、又各委員会に出席する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理をつとめる。
- (3) 書記は、総会、協議会、常任委員会の議事を正確に記載し、又常務事務をとる。
- (4) 会計は、本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、年度末総会において決算報告をする。
- (5) 広報は、生徒会活動を会員に紹介する活動をする。

第14条

- (1) 本会、執行部役員会、協議会、常任委員会、各部、各委員会、学級会は、顧問の先生の助言を受けるものとする。
- (2) 執行部役員会、協議会、常任委員会の顧問は、本会顧問とする。

第4章 集 会

第15条 本会に次の会合を設ける。

総会、執行部役員会、協議会、常任委員会、各委員会、学年会、学級会

第16条 生徒総会は、全会員の会合であって、年度内一回開くものとする。

但し、協議会の要求もしくは全会員の5分の1以上の要求があった場合、あるいは会長が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 次の事項は総会で決定される。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算および決算
- (3) 会費（520円/月）
- (4) 部昇格、同好会の新設および休廃部の承認
- (5) その他重要事項

第18条 協議会は、毎月一回開くことを原則とする。但し、会長が必要と認めた時は、随時これを開くことができる。

第19条 協議会の任務は次の通りである。

- (1) 常任委員会と連携して生徒会の企画運営に関する審議を行う。
- (2) 予算に関する審議をする。
- (3) 部の設置に関する審議をする。
- (4) 部の解散に際して、その通告を受ける。
- (5) 必要がある場合、規約の修正を審議する。
- (6) 必要ある場合、特別委員会を設ける。
- (7) その他、本会における重要問題に対する審議をする。

第20条 常任委員会は、毎月一回開くことを原則とする。但し、会長が必要と認めた時は、随時これを開くことができる。

第21条 常任委員会の任務は、次の通りである。

- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 各委員会の事業が円滑に行われるよう相互の連携を計る。

(3) 協議会と連携し、生徒会の企画、運営に参画する。

第22条 執行部役員会、本会役員をもって構成し、随時これを開くものとする。

第23条 各会合は、構成人員の3分の2以上をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の裁決による。但し、規約改正の条項を除く。

第5章 会 計

第24条 会費は総会において定められた金額を納入するものとする。

第25条 本会の会計年度は、4月1日をもって始められ、翌年3月31日迄とする。

第6章 規約改正

第26条

(1) 規約に関する改正の申請は、少なくとも全生徒の4分の1の連名による願出を必要とする。

(2) 規約の改正は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第7章 附 則

第27条

(1) 本規約は、昭和27年4月25日より実施する。

(2) 昭和57年4月1日をもって改正する。

(3) 平成31年4月1日をもって改正する。